

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	19 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月

私は、国民年金に 20 歳到達時から加入し保険料を欠かさず納付していた。申立期間当時は、車の運転免許も無く、公共交通機関の便も悪かったので 3 か月ごとにまとめて保険料を金融機関で納付していた。したがって申立期間の 1 か月のみ保険料が未納となることはあり得ない。保険料額はよく記憶していないが月額千数百円ぐらいで保険料の納付書は毎年役場から送付されてきた。

申立期間当時に A 町から B 市へ転居した事実があるが、転居に伴う国民年金の手続は適正に行った。

申立期間について保険料を納付したのは間違いないので納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時、A 町から B 市へ転居した際、国民年金の手続も行ったと供述しているところ、特殊台帳では、昭和 52 年 8 月 30 日に住所移転の手続が行われている上、両市町では国民年金保険料の納付は四半期ごとであったとしていることを踏まえると、申立期間の 1 か月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から55年12月まで

私は、高等学校卒業後、A市で就職していたがすぐに退職したので、20歳になると同時に母がB市で国民年金の加入手続を行い、その後1年分の納付書が送られてきたのを憶えている。結婚後は、夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付していた。

母子家庭で、母からは「国民年金保険料だけは支払うように。」と子供のころから言われていたので、申立期間の国民年金保険料が未納ということはありません。

母は平成20年に亡くなっているが、年金問題が表面化した時に母が「自分がB市役所で、自分の国民年金保険料と一緒に納めていた。」と言っていたのを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、特殊台帳では納付済みとされている上、オンライン記録では、国民年金の加入手続や保険料の納付行動が同一であったと推認される申立人の元夫は、当該期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人の当該期間の保険料については、納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和54年8月から申立人が婚姻する55年1月までの期間の国民年金保険料については、申立人は、申立人の母親がB市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと供述しているものの、オンライン記録及びB市の国民年金記録では、54年11月に払い出された最初の国民

年金手帳記号番号は、全期間の保険料が未納のまま、平成 19 年 6 月に番号重複取消処理が行われている上、当該期間当時、申立人は母親と別居し、A 市に居住しており、保険料の納付等に関与していないため、当該期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち、申立人が婚姻後の昭和 55 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、同年 12 月に A 市 C 区で申立人の元夫と連番で払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号で納付することは可能であるものの、特殊台帳及びオンライン記録では、国民年金の加入手続や保険料の納付行動が同一であったと推認される申立人の元夫も、申立人と同様に当該期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人及びその母親が昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間を除く申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年11月は38万円、同年12月から11年4月までは53万円、同年5月から同年8月までは50万円、同年9月及び同年10月は53万円、同年11月は50万円、同年12月から13年2月までは53万円、同年3月は62万円、同年4月は53万円、同年5月から14年3月までは56万円、同年4月から同年9月までは53万円、同年10月から同年12月までは50万円、15年1月から16年2月までは56万円、同年3月及び同年4月は59万円、同年5月から17年10月までは56万円、同年11月は62万円、同年12月から20年2月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月2日から20年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

給与明細書等から社会保険事務所が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 10 年 11 月及び同年 12 月、13 年 4 月、15 年 6 月、16 年 1 月及び 17 年 7 月の給与明細書、11 年から 14 年までの期間に係る確定申告書、13 年及び 15 年から 20 年までの期間に係る源泉徴収票、並びに A 社が提出した 13 年 12 月から 20 年 2 月までの期間に係る賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額について、10 年 11 月は 38 万円、同年 12 月から 11 年 4 月までは 53 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 50 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 53 万円、同年 11 月は 50 万円、同年 12 月から 13 年 2 月までは 53 万円、同年 3 月は 62 万円、同年 4 月は 53 万円、同年 5 月から 14 年 3 月までは 56 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 50 万円、15 年 1 月から 16 年 2 月までは 56 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 59 万円、同年 5 月から 17 年 10 月までは 56 万円、同年 11 月は 62 万円、同年 12 月から 20 年 2 月までは 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年3月は22万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月から11年4月までは28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は44万円、同年8月から12年1月までは28万円、同年2月から同年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月から13年2月までは30万円、同年3月は41万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、14年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月から同年10月までは30万円、同年11月は34万円、同年12月から15年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から16年4月までは28万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から18年5月までは30万円、同年6月から19年5月までは32万円、同年6月から同年12月までは34万円、20年1月から同年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月2日から20年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

給与明細書等から社会保険事務所が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高額な厚生年金保険料額が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成11年12月、15年7月、16年1月、同年4月、同年6月から18年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、19年2月及び同年3月の給与明細書、10年3月から20年3月までの期間に係る預金取引明細記録並びにA社が提出した14年12月から20年3月までの期間に係る賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年3月は22万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月から11年4月までは28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月は44万円、同年8月から12年1月までは28万円、同年2月から同年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月から13年2月までは30万円、同年3月は41万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、14年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月から同年10月までは30万円、同年11月は34万円、同年12月から15年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月は30万円、同年7月から16年4月までは28万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から18年5月までは30万円、同年6月から19年5月までは32万円、同年6月から同年12月までは34万円、20年1月から同年3月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月1日から同年10月1日まで  
② 昭和61年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されているので、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立事業所には昭和59年11月24日に正社員として入社して、61年3月31日までの期間において勤務していたのは間違いなく、私が所持する給与支払明細書から同年3月分の保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持する昭和60年2月から同年7月まで

の期間及び同年9月分の給与支払明細書及び家計簿から判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立期間①に係る標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の関連資料が保管されておらず不明である。」と回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人が所持する昭和59年11月から60年7月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間に係る給与支払明細書及び家計簿から判断すると、申立事業所における給与からの厚生年金保険料の控除は、当月控除の方法により行われていること、及び同年3月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録により、申立人の申立事業所における離職日は、昭和61年3月29日であることが確認できる上、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月30日として届け出られていることが確認できるほか、同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することができず、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和61年3月分の厚生年金保険料を事業主により同年3月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②において、申立人は当該事業所に使用されていた者であったとは確認できないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

昭和28年4月1日にA社C支店に入社して以来、同社を平成元年に定年退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及び申立人が提出した社員名簿、並びに申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年5月20日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の関連資料は保存されておらず不明としているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同僚27人について、申立人の資格喪失日（昭和29年5月20日）及び資格取得日（昭和29年6月1日）と同日付けとなっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が当該被保険者資格の喪失日及び取得日のいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月23日から同年5月1日まで

A社B事業部から同社C店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する社員記録票、及び申立人が所持する勤続10年表彰状(昭和56年3月25日付け)から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社B事業部から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管する社員記録票には、「49.4.1C店勤務を命じる。」と記載されているものの、申立人は、「業務の引き継ぎのために、A社B事業部から同社C店に異動した時期は昭和49年4月末になってしまった。」と供述しているところ、申立人と同時期に異動が発令され同社B事業部以外の事業所から同社C店に異動したとする複数の同僚は、「業務の引き継ぎ等があったために、異動の発令日ではなく、異動の発令日から1か月以内に赴任することが慣例となっていた。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、上記の複数の同僚のうち、D県に所在する事業所から赴任した一人を除く者については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和49年5月1日とされていることが確認できることから判断する

と、申立人についても同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業部に係る昭和49年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「申立人の給与から厚生年金保険料を控除しているので、社会保険事務所（当時）に納付していると思っていたが、平成11年の水害のために申立期間当時の社会保険関係資料を損失しており、厚生年金保険料の納付状況は不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月15日から同年4月1日まで

昭和44年3月にA社D支店から同社C支店E営業所に異動したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録カード及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年3月15日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和44年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A会に勤務していた期間のうち、平成 15 年 7 月から 16 年 8 月までの期間においては、提出している年間賃金台帳により控除されていることが確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 15 年及び 16 年の年間賃金台帳において確認できる報酬月額から、44万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主、及び申立期間当時、申立事業所において社会保険関係の事務業務を代行していたとする社会保険労務士は、当該社会保険労務士が、過失により 20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めてお

り、申立事業所が提出した当該届出に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び社会保険労務士事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によりその旨確認できることから、事業主が 20 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間において、申立人が提出した年間賃金台帳で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月15日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A社B炭坑から同社C支店に転勤した時期に当たるが、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の関連事業所であるD社が提出した申立人に係る職員台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年6月15日にA社B炭坑から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡している上、D社は、当時の資料が保管されておらず不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成17年6月24日に申立人に賞与を支給した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を41万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月24日

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。

しかし、平成17年夏季賞与に係る支払明細書のとおり、賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成17年夏季賞与に係る支払明細書及びA社が提出した申立人に係る貸金台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（41万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主は、社会保険事務所に賞与支払届の届出を行ったと回答しているところ、申立事業所に係る賞与支払届により、当該届出が届出事実発生（賞与支給）前の平成17年6月7日に提出されていることが確認できる上、当該届出には、社会保険事務所の受領印が押されており、年金事務所の処理済み届綴りに保管されていることが確認できるところ、年金事務所では、「詳細は不明であるが、届出の返戻などの是正措置を講じないまま放置していたものと考えられる。」と回答していることから判断すると、社会保険事務所では、当該届出を受領した後、申立事業所に対する提出日の訂正指導及び賞与支給事実の確認等を行わず、当該賞与支払届に基づき、標準賞与額をオンライン記録に入力していなかったことがうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（41 万 2,000 円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の平成 17 年夏季賞与に係る支払明細書及び賃金台帳により、41 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月26日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間に支給された賞与に係る賞与集計表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額(26万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月19日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月26日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間に支給された賞与に係る賞与集計表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額（15万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月19日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を31万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月26日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間に支給された賞与に係る賞与集計表により、申立人は、申立期間において、標準賞与額(31万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月19日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

A社D支店から同社C支店への転勤時における事務処理ミスで、厚生年金保険の未加入期間が1か月間ある。

同社に継続して勤務していたことに間違いなく、私が所持する給料支給明細書からも厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事記録、E健康保険組合の加入記録、及び申立人が保管する昭和45年9月分の給料支給明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月30日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和45年9月分の給料支給明細書及びA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同年10月の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「確認できる資料が無いため、納付したかどうかは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間とされているとの回答があった。

私は、昭和52年2月1日にA社からC社に転籍しており、申立期間も継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及びB社から提出された、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる「証明書」から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連事業所であるC社に継続して勤務し（A社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、B社は、「申立人は、昭和52年2月1日付けの人事発令により、C社に転籍となっており、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所に該当することになったことを考えると、本来、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年2月1日として届け出るべきところ、社内での事務処理の誤りにより、同年1月31日として届け出たものと思われる。」と

供述していることから、昭和52年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年12月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は19年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から19年11月1日まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和18年5月に入社し、A社C工場における6か月間の研修を経た後、入隊するまでの期間において、同社B工場に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場については、事業所索引簿に記載は無く、健康保険厚生年金保険被保険者名簿も存在しないものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄に「A社B工場」と記載されている厚生年金保険の被保険者が多数確認できるところ、年金事務所では、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、被保険者名や資格取得日等に多くの空欄が見受けられるが、申立事業所は、昭和18年12月から20年9月末までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったものと考えられる。」と回答していることから判断すると、申立事業所は、申立期間のうち昭和18年12月から19年11月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと推認できる。

また、申立人が申立事業所において同時期に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録が、前述の被保険者記号番号払

出簿及びオンライン記録により確認できることなどから判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間当時、A社B工場において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立人が正社員として申立事業所に勤務していたことを記憶しており、すべての正社員については厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。」と供述しているほか、申立人は、「昭和18年5月に入社後、A社C工場において6か月間の研修を経て、同社B工場に、入隊前の19年11月1日までの期間において勤務していた。」と供述しているところ、前述の被保険者記号番号払出簿において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる申立人と同時期に申立事業所で勤務していたとされる同僚のうち、厚生年金保険被保険者の資格を最も早く取得している者の取得日は昭和18年12月21日となっていることが確認できることなどから判断すると、申立人は申立期間のうち、同年12月21日から19年11月1日までの期間において申立事業所に勤務し、当該期間における厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、A社では、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、当社B工場もそのうちのひとつで、当社B工場は昭和18年12月に設立され、終戦をもって閉鎖している。いずれの工場も当時の関連資料は保存されていないことから詳細は不明であるものの、当時、一般的に在籍者は厚生年金保険に加入したものと思われる。」と回答している。

なお、D県の資料によれば、D県庁は戦後に火災の被害にあっており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが、重要な厚生年金台帳を全焼した。これは各事業所の協力を得て再生できると思う。」とD県が述べていることが確認できるところ、当時のD県庁職員は、「D県庁では、1年くらいかけて、火災により焼失した厚生年金保険に係る記録の修復作業に当たったものの、既に厚生年金保険の適用事業所に該当なくなっている事業所もあったので、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が

相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 19 年 11 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間については、前述のとおり、年金事務所では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当するようになったのは同年 12 月であると回答している。

また、申立人は当該期間において A 社 C 工場において研修を受けたと申し立てているものの、研修の時期及び期間を特定できる関連資料及び供述を得ることができず、同社 C 工場における厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できないほか、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月15日から42年4月1日まで

A社C支店から同社本社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人の社員経歴書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年5月15日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社が提出したA社に係る社会保険台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和42年4月1日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格の取得日と一致していることが確認できるとともに、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、

その後事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定が行われる機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は申立人の資格取得日について同年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年5月から42年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月1日から33年2月1日まで  
② 昭和37年8月20日から37年9月1日まで

A社からB社に異動した際の申立期間①、及びB社からC社に異動した際の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらの事業所は関連会社であり、申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、及びA社（本社：D市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述等から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に勤務し（昭和33年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭

和 32 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社（本社：D 市）は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、現在の A 社（本社：E 市）では不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が B 社及び同社の関連会社である C 社に勤務し（昭和 37 年 9 月 1 日に B 社から C 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 37 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から同年11月までの期間は22万円、同年12月から17年11月までの期間は24万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年8月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額のうち、平成18年9月から19年5月までの期間は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、18年9月から同年11月までの期間は22万円、同年12月は24万円、19年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から20年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、申立人が提出した平成17年2月、同年7月、同年12月、18年3月及び同年8月の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びにC市が提出した申立人に係る16年から18年分までの市県民税課税台帳記載事項証明書により推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額について、16年9月から同年11月までの期間は22万円、同年12月から17年11月までの期間は24万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年8月までの期間は22万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成18年9月から19年5月までの標準報酬月額については、申立人が提出した平成18年12月から19年2月までの期間、同年4月及び同年5月の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額、並びにC市が提出した申立人に係る18年及び19年分の市県民税課税台帳記載事項証明書により推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の標準報酬月額のうち、18年9月から同年11月までの期間は22万円、同年12月は24万円、19年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも連絡することができないが、両申立事業所に係る滞納処分票の記録、並びに前述の給与支払明細書及び市県民税課税台帳記載事項証明書で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことなどから判断すると、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年6月から20年3月までの標準報酬月額については、申立人が提出した19年6月から同年8月までの期間及び20年3月の給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額、及びC市が提出した申立人に係る平成19年分の市県民税課税台帳記載事項証明書により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に基づく標準報酬月額（9万8,000円）と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 44 年 3 月まで

私は昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から、60 歳に到達するまでの国民年金保険料については、すべて納付しているはずだ。

25 年ほど前、65 歳からの国民年金の受給を 62 歳に繰り上げてほしいと、A 市 B 区役所でお願したときに、「あなたは全期間の国民年金保険料を納めているから、手数料として数万円を払えば、繰上支給ができる。」と言われて、後日支払った。そのときは何のためのお金か判断できず、領収書の発行も依頼したが、係員から「もう手続は終わったので、領収書は必要ないでしょう。」と言われ、受け取ることができなかった。

このようなことも含めて調査し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市 C 区の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 41 年 8 月 27 日に同区から同市 D 区（現在は、E 区）に住所異動しているものの、C 区国民年金担当課への住所変更手続がなされていなかったため、その後の追跡調査によって住所が判明する 44 年 5 月まで、同課では申立人の住所が把握できず申立人は不在被保険者とされていたことが確認できることから、この間は、C 区及び D 区の徴収嘱託員による国民年金保険料の徴収は行われなかったものと考えられる。

また、A 市 B 区で 62 歳からの繰上支給の手数料として数万円を支払ったという供述については、繰上請求の際に同市同区が手数料や未納期間の保険料を徴収することは考え難い上、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳では、申立人は 60 歳から老齢年金を受給していることが確認でき、申立内

容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月まで

私は、申立期間当時、両親とともに自営業を営んでおり、国民年金には両親と一緒に加入して国民年金保険料も納付していたはずである。常々、両親は国民年金の必要性を言っていたので、国民年金制度発足時から保険料を納付している。

父が私の国民年金保険料も一緒に納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 9 月に A 市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、36 年 6 月から 37 年 6 月までは、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、オンライン記録、特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることは確認できるものの、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和59年12月に保険料の未納通知書が届いたので、父が、60年1月上旬にA社会保険事務所（当時）に行き、十数万円の金額を一括で納付し、領収書をもらったことをしっかり憶えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効となり、申立人の父親は、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録では、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年4月時点で、最大限さかのぼって納付することが可能な59年1月の国民年金保険料が納付済みとされている上、同年同月から61年3月までの期間の保険料額は、申立人の父親が一括して納付したとする保険料額とほぼ合致することから、申立人の父親が納付したとする国民年金保険料は、この期間の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に結婚したので、A 市役所で住所変更手続時に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付書は A 市役所から送られてきていたので、妻と一緒に納付していた。

自営業を始めてからは毎年確定申告(青色申告)をしており、国民年金保険料を納付しているのは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に A 市において、国民年金の未加入者に対する職権適用によって払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、59 年 4 月から同年 9 月までは、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の昭和 62 年分の確定申告書(青色申告用)に記載された国民年金保険料額は、同年 5 月 7 日から同年 11 月 10 日まで 6 回に分けて納付された、同年 4 月から同年 10 月までの 7 か月分の国民年金保険料額と合致している上、A 市の国民年金記録では、申立期間の保険料は未納となっていることなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月

平成 16 年 3 月 1 日にA市の会社を退職した後、結婚により同年 4 月にB県に転居し、C社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続をしたことを憶えている。この時、国民年金保険料も納付していたので、この時の納付記録が無いのに驚いている。

申立期間は国民年金保険料を納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、平成 16 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、平成 16 年 4 月 \* 日に婚姻のためA市からB県D町に転居しているが、オンライン記録では、同年 5 月 25 日にE社会保険事務所（当時）において第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨が行われており、申立人は、婚姻当初、住所変更手続や厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を行っていなかったこと、及び申立人の国民年金第 3 号被保険者資格の取得手続は、申立人の夫の勤務する会社を通して同年 5 月 27 日に行われていることが確認されることから、婚姻後にC社会保険事務所に出向き、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の供述内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 58 年 9 月まで

昭和 52 年か 53 年ごろ、国民年金に加入していないにもかかわらず、突然 A 社会保険事務所（当時）から国民年金保険料を納付するよう督促状が来た。そこで母が社会保険事務所に電話した結果、国民年金に加入することになり、それまで未納とされていた保険料を母が一括で納付してくれた。

後日、国民年金手帳と領収書が送られてきたので、領収書は国民年金手帳に挟み大切に保管していたが、平成 11 年 2 月に結婚し、B 市へ転居した際、国民年金手帳を返還するよう求められたので、領収書も一緒に返してしまった。

国民年金加入後は、私が毎年前納で国民年金保険料を納付していた。社会保険庁（当時）の納付記録では、納付を始めたのが昭和 58 年 10 月からとなっているが、前納で納付していたので同年 10 月が納付開始月となるはずはない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 11 月に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録では、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 60 年 11 月時点で、最大限さかのぼって納付することが可能な 58 年 10 月からの

国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人の母親が国民年金加入後に一括納付したとする保険料は、同年同月から60年10月までの保険料であったと推認される。

さらに、オンライン記録では、申立人が供述する国民年金保険料の前納は、平成2年4月以降であることが確認され、申立人の供述内容と符合しない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の一括納付を行っていたとする申立人の母親の記憶は定かではないため、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月及び同年 5 月、同年 9 月から 52 年 3 月までの期間並びに 53 年 1 月から 56 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 49 年 9 月から 52 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 1 月から 56 年 2 月まで

昭和 49 年から 56 年ごろは各地を転々としていて、ほとんど個人事業所に勤務していたため、社会保険は無く、自分で国民年金に加入し保険料を納めていた。今はもうそれらの会社は無いが、給料は手渡しだったので、給料日には必ず最寄りの役所に国民年金保険料を納めに行っていたことを今でもはっきりと憶えている。

国民年金保険料については、先々、自分が困らないように、少ない給料ではあったが、その給料の中から計算して納めてきたにもかかわらず、A 年金事務所からの「納付されていません」、「見当たりません」との回答には納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に B 県 C 市で払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び申立期間②のうちの 49 年 9 月から 50 年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納めることができない期間である。

また、申立人の住民票は、申立期間の大半が C 市にあったことが確認できるところ、申立期間当時、国民年金保険料の納付書は同市から住民票の住所地に送付され、同市が指定する金融機関において納付する制度になっていたこと

から、日雇いの仕事で全国各地を転々としながら、最寄りの役所で国民年金保険料を納付していたとする申立人の供述内容は、申立期間当時の同市における保険料の納付方法と符合しない。

さらに、申立期間①、②及び③のいずれについても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から平成 9 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月にA店を退職後、同年に結婚してから平成 9 年 3 月までの間は国民年金に加入していた。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は亡き夫が行っていた。

現在、国民年金保険料を納付した際の領収書等は保有していないが、亡き夫からは国民年金保険料は納付していたと聞いているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金記録によると、申立人が国民年金に加入していた履歴は無く、申立人の基礎年金番号は、平成 16 年 7 月 1 日に取得した厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人の夫は、申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月

私は、昭和 56 年 6 月 1 日に A 社を退職し、同年 7 月 1 日に B 社に入社したが、入社当日に、C 市役所の旧庁舎 2 階にあった国民年金課において、国民年金に加入し、国民年金保険料 1 か月分を職員から請求されたので、同職員に保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す形跡は見当たらない上、オンライン記録、C 市の国民年金被保険者記録及び申立人が所持する年金手帳においても申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事跡は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、C 市役所の旧庁舎 2 階の国民年金担当課窓口において、職員に国民年金保険料を納付したと供述しているものの、C 市では、申立期間当時、国民年金事務を担当していた課は 1 階に配置されていた上、国民年金保険料の収納は同窓口で行うことはなく、すべて金融機関で収納していたとしており、申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から61年3月までの期間及び同年7月から63年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から61年3月まで  
② 昭和61年7月から63年9月まで

申立期間当時、母と共に自営業を営んでいたが、母から常々申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。なお、母は既に亡くなっているため、当時、どのように保険料を納付していたかは分からない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年2月にA市において、国民年金の未加入者に対する職権適用によって払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分は時効により、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録では、平成3年1月に、この時点で最大限さかのぼって納付することが可能な申立期間②直後の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料は、過年度納付された時点では、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月及び51年2月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月  
② 昭和51年2月から52年12月まで

昭和47年7月末で会社を辞めて、同年9月に次の会社に勤めるまでの期間は、私か母が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付した。

昭和51年2月から52年12月までの期間は、51年3月に結婚のために会社を退職してから勤めておらず、その期間は、私がA市で国民年金保険料を納付しているはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に、A市において、任意加入により払い出されており、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳では、申立人は、国民年金に任意加入した同年同月5日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、国民年金の加入及び保険料の納付についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 42 年 3 月まで  
私の父が昭和 40 年 5 月に A 県 B 町（現在は、C 町）役場で私の国民年金への加入手続をして、国民年金手帳が交付されたので、その場で 2 か月分の国民年金保険料を納付し手帳に領収済みの印鑑が押された。  
D 市に転出するまでは、父が 3 か月ごとに町役場で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、40 年 5 月から同年 12 月までは、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までは、過年度納付が可能な期間ではあるものの、過年度保険料は町役場の窓口では納付できないにもかかわらず、申立人は申立人の父親が 3 か月ごとに町役場で国民年金保険料を納付していたと主張していること、及びオンライン記録に過年度納付された事跡は見当たらないことなどから、当該期間の保険料が過年度納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 11 月まで

私が独身時代の昭和 59 年 3 月までは、国民年金保険料を納付していなかったが、同年 4 月の結婚に際して、妻の両親から、国民年金への加入が結婚の条件と言われたので加入した。

また、A市B区役所において、未納部分を一括して払えるかどうか質問したところ、過去の未納となっている期間を一括では払えないが、昭和 59 年 4 月分から納付しても加入条件を満たすと言われた。その時の状況はよく覚えている。

国民年金保険料は妻が夫婦二人分を納付していた。領収書等は手元に無いが、当時は、家庭を持ち、苦しい中一生懸命働き、保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出整理簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月ごろに、C市D区において夫婦連番で払い出されており、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、59 年 4 月から 61 年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納とされている上、申立人は申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（確定申告書、領収書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2097

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月まで  
昭和 60 年 7 月末に会社を辞めた後、A 県 B 町から、「国民年金に加入してください」という通知が来たので、同町役場へ行き国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、B 町役場の窓口で、納付書で納付していた。領収書は結婚するまでは保管していたが、結婚後に破棄した。

社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、結婚した昭和 63 年 10 月に初めて国民年金の加入手続をしたと思われるとの回答があったが、会社を辞めた翌月の 60 年 8 月に B 町役場で国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 9 月に、A 県 B 町において払い出されていることが推認され、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、60 年 8 月から 61 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 63 年 11 月 4 日に、61 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を、一括して過年度納付していることが確認できることから、過年度納付した時点では、申立期間はすべて時効となり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2098 (事案 1290 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

昭和47年6月ごろに、36年4月から47年3月までの国民年金保険料として十数万円を知人であるA町(現在は、B市)役場職員に依頼して一括で納付したが、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

このため、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を求めたところ、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、申立期間に特例納付すべき保険料額と納付したとする金額が大きく相違するなどとして、記録訂正は認められなかった。

今回、新たな関連資料等を見つけることはできなかったが、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付していたはずであり、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和47年6月ごろに36年4月から47年3月までの国民年金保険料として十数万円をA町役場職員に依頼して納付したと主張しているが、当該職員は、43年8月にA町役場を退職しており、既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立期間に特例納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額と大きく相違すること、iii) 申立人の60歳に到達するまでの国民年金保険料納付済期間は、国民年金の受給資格を満たしていることから、申立人が国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料の納付を行ったと考えられること、iv) 申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどとして、既に当委員会の

決定に基づき平成 21 年 5 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再度、「申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付したはずである。」と申し立てているものの、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 49 年 8 月 30 日まで

申立期間については、A社に勤務し、年金手帳を会社に提出した記憶があるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち二人が、「申立人は申立事業所に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚のうち、3人については、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月まで

昭和 36 年 2 月ごろ、名称は記憶していないが、首都圏の A 区に所在する「B」という店名の飲食店などを経営する事業所の面接を受け、同事業所に採用され、申立期間に「B」に勤務していた。また、退職の際には、同事業所から交付された厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に「B」という名称の店などを経営する事業所に採用され、「B」に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人は、申立事業所の名称を記憶しておらず、申立期間当時、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

また、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所として「B」という名称の事業所は確認できず、法人登記においても、申立人が所在地として主張している首都圏の A 区における当該名称の事業所は確認できない上、このほかに申立人は当該名称以外の店名を複数挙げているが、いずれも適用事業所名簿及び法人登記において確認できない。

さらに、申立人は、当時の店長の名前として「C」と称する姓のみを記憶しているが、姓のみでは特定できない上、同僚等の名前も記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立事業所を退職する際に、厚生年金保険被保険者証を事業所から交付されたと申し立てているが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、関西に所在する社会保険事務所（当時）で申立期間後に

払い出されたものであることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から平成 5 年 1 月 19 日まで  
A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内である（当該標準報酬月額に見合う標準報酬月額を超える場合を除く。）。

申立人が所持する雇用保険受給資格者証及びローン借入申込書控えによると、申立期間の一部の期間について、申立人がA社から支給された報酬月額は、年金事務所に記録されている標準報酬月額である 15 万円、18 万円又は 19 万円を上回っていることが推認できる。

しかしながら、A社における同僚の一人が所持する昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 12 月までの期間、62 年 6 月から平成元年 3 月までの期間、3 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 5 年 1 月までの期間の給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料額は、年金事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致することから判断すると、申立事業所においては、実際に支給された報酬月額より低い報酬月額が社会保険事務所（当時）に届け出られ、当該報酬月額に見合う

厚生年金保険料額が、給与から控除されていた事情がうかがえる。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、両記録とも申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月5日から28年6月5日まで  
② 昭和28年7月2日から同年8月5日まで  
③ 昭和28年9月2日から31年1月1日まで

昭和27年8月ごろにA社B出張所に入社し、入社してから退職するまでの期間において、少なくとも2年から3年間は勤務していたと思っていたが、同社B出張所での厚生年金保険の被保険者期間が1か月間となっていることに納得できない。

入社して約1年後に、A社C本社と同社B出張所の職員が合同で社員旅行に行った時の写真を保管しており、社員旅行の後に入院して手術を受け、その時に健康保険被保険者証を使用した記憶もあり、当時の同僚の名前も記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が所持している昭和28年5月5日の日付が記載されているA社C本社と同社B出張所の従業員が合同で行ったとする社員旅行時の写真、申立事業所での勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び申立人が記憶する同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は昭和28年8月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、同日以前の期間である申立期間①及び②について厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた複数の同僚についても、申立期間①及び②において、

厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述も得られない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人及び前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は、昭和 29 年 6 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち同日から 31 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の多くは、連絡先不明等により供述を得られず、被保険者記録が確認できる同僚二人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間について詳細は分からない。」、「申立人についてはっきりした記憶が無い。」と供述している。

さらに、申立期間③のうち、昭和 28 年 9 月 2 日から 29 年 6 月 15 日までの期間について、前述の被保険者名簿において、申立人と同日の 28 年 8 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 4 人のうち 2 人は、申立人と同様に同年 9 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、当時の事業主は連絡先不明により供述を得ることができず、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日まで

A社に昭和 55 年 7 月 1 日から勤務し、会社に出社したのは 56 年 8 月 28 日が最後であったが、同年 8 月 29 日から同年 8 月末までの期間は有給休暇を取得していたので、同年 8 月 31 日までの期間において、同社に在籍していたことは間違いない。

昭和 56 年 8 月分までの厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 56 年 8 月 31 日までの期間において勤務したと申し立てているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人の申立事業所における離職日は、同年 8 月 25 日と記録されていることが確認でき、申立人も失業給付を受けたと供述している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 8 月 28 日と記録されており、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことを確認できない。

また、適用事業所名簿によると、A社は、既に昭和 59 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「当時の関連資料は残っておらず、申立内容について確認できない。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は昭和 56 年 9 月途中においても勤務していたと思うが、明確に記憶していない。」と供述しており、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚からは、申立人

の申立期間における勤務実態について具体的な供述も得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月16日から8年4月2日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を得た。  
私の勤務形態はアルバイトだったが、1か月当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間は正社員と同じであったと記憶しており、雇用保険の被保険者記録も確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「社員名簿」、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、全国健康保険協会B支部に照会したところ、申立人は申立期間を含む平成6年4月1日から8年4月1日までの期間において、A社に勤務する前の期間において勤務していた別の事業所における健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、A社担当部署に照会したところ、同社担当部署は、「当社は正社員及びパート社員について社員名簿を作成しており、当社が保管する申立期間当時の社員名簿で確認できる申立人の記録では、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。当社では、雇用保険は6か月以上勤務することが見込まれる者は必ず加入させており、非正規雇用社員の場合、季節雇用者以外は、すべてパート社員として採用し、6か月ごとに雇用契約を締結していたが、社員名簿の記録では、申立人は、当社C支店運搬関係業務担当として6か月以上継続して勤務しているが、厚生

年金保険に加入させていないことから、パート社員として採用し、1日の勤務時間は5時間程度だったと思われる。なお、当社では、1日の就業時間は7時間30分としており、仮に申立人が1日6時間以上勤務していたとすれば、当社では直ちに健康保険及び厚生年金保険に加入させるとともに、申立人が健康保険の任意継続被保険者資格を取得している場合は、その段階で、任意継続被保険者資格の喪失手続を取らせているはずである。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 14 年 3 月から 19 年 7 月 28 日まで

昭和 14 年 3 月に A 社（現在は、B 社）C 事業所に入社し、同社養成所において 3 年間教育を受け、養成期間終了後は同社 D 部署に配属され、軍隊に召集された 19 年 7 月 28 日までの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社 C 事業所発行の「修了證書」（昭和 17 年 3 月 30 日付け）及び B 社 C 事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において A 社 C 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社 C 事業所では、厚生年金保険（当初は労働者年金保険）制度開始以前から、独自に年金事業を行っており、昭和 17 年 6 月より前に入社した正社員については、入社後直ちに E 共済組合（現在は、F 共済組合）に強制加入することとされており、同年 6 月の労働者年金保険法施行の際には、E 共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法の適用除外申請を行うことにより、労働者年金保険法施行後も引き続き E 共済組合の組合員の資格を有することができた旨、B 社 C 事業所が回答していることなどから判断すると、申立人は、E 共済組合の組合員としての資格を取得し、労働者年金保険法施行後も引き続き E 共済組合の組合員として取り扱われていたものと考えられる。

また、上記の取扱いは、昭和 23 年 8 月の厚生年金保険法改正によって廃止され、同年 8 月以降も申立事業所に勤務する者は、厚生年金保険に移行してい

るものの、A社E共済組合規則によれば、同年8月の時点で既に退職し、かつ、E共済組合から脱退して養老年金又は廃疾年金を受ける権利を有せざる場合には、脱退手当金を支給することと定められているところ、B社C事業所が保管する「工員解職名刺」により、申立人は、上記の取扱いが廃止される前に退職していることが確認でき、B社C事業所では、「申立人は当社を退職する際に脱退手当金を受給しているはずである。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び「C事業所氏名索引簿」では、申立人及び申立人が同期入社したと供述する同僚について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 56 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち申立期間①について、C 医院に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

各事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 55 年 6 月から A 社の診療部門の担当者として、データ管理業務に従事した後、56 年 1 月に総務担当者として配属替えになったと申し立てているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、A 社に係る被保険者資格を同年 1 月 5 日に取得したことが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、B 社では、「人事記録等の関連資料は保管しておらず、申立内容については確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚、及び前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、いずれも、「申立人が A 社の総務担当者として勤務していたことは知っていたが、それ以前に申立人が同社の診療部門の担当者として勤務していたことは知らなかった。」と供述しており、上記同僚が当時社会保険事務を担当していたとして名前を挙げる者は、「申立人が総務担当者として入社し、入社と同時に社会保険の加入手続を行った記憶がある。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚

生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びD国民健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間②においてC医院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録（事業所一覧）によれば、C医院は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、E市F区担当部署及びG県H部担当課においても、それぞれ、「保管している資料では、申立事業所が確認できない。」、「現存しない診療所の資料は保管されておらず、申立事業所は確認できない。」と回答している上、当時の事業主はその所在が確認できず、申立人が姓のみを記憶している同僚は、姓のみでは特定できないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が所持する申立事業所に係る求人票によれば、福利厚生等処遇条件である社会保険について、「健康」、「雇用」、「労災」欄に丸印が記載されている一方、厚生年金保険の適用を示唆すると推認される「厚生」欄に丸印が記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 2579 (事案 945 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、私は仕事を探す時、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び失業保険の完備と記載された募集要項を確認して就職していたので、これらの保険料は給与から控除されているものと思い込んできた。

今回、新たな関連資料等はないが、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、いずれも申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) A社の現在の事業主は、「申立期間①当時、見習制度があり、短期間の勤務であれば厚生年金保険などの社会保険には加入させていなかったと思う。」と回答していること、iii) 申立期間②当時、B社に勤務していたとする同僚は、「申立人と同様に運転業務に従事する者は短期間で退職する者が多く、試用期間があったこともあり、勤務期間が短い者は社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述していること、iv) 申立期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、申立人は厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の厚生年金保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 22 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料等の提出は無いものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に新たに聴取したところ、いずれも、「A社では、当時、見習期間が3か月間あった。」、「A社では、入社してから3か月以上経過しないと社会保険に加入させなかった。」、「私は昭和43年11月にA社に入社していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は44年2月10日の記録となっている。」と供述しているところ、当該複数の者について、前述の被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する勤務の開始時期が一致していないこと、及び前回の申立ての際に聴取したA社の現在の事業主の回答から判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間②については、申立人が「昭和46年7月にB社に入社し、その2か月後の同年9月8日から同年11月2日までの期間において労働災害により入院した。退院後の期間においても、リハビリのため通院しており、同社には入社していない。」と供述していることから、申立人が入院していたとする医院に新たに照会したところ、同医院が保管する手術記録により、申立人が昭和46年9月8日から同年11月2日までの期間に当該医院に入院していたことは確認できるものの、適用されていた医療保険の種別を確認することはできないことから、上記の申立人の供述内容をもって申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立期間②当時、B社において総務担当責任者であったとする者にも新たに聴取したところ、当該総務担当責任者は、「当時人手不足で、従業員はすぐ退職してしまうケースが多かった。B社では、人材確保のため、当初、歩合制で賃金を支給していて、従業員について社会保険に加入させていなかった。数か月間以上継続して勤務していた者については社会保険に加入させていた。申立人は約2か月の実勤務期間であれば、社会保険に加入させていない。」と供述していることから、前回の申立ての際に聴取した、B社に勤務していたとする同僚の供述と合わせて判断すると、当時、B社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から 46 年 4 月 8 日まで  
(A社)  
② 昭和 46 年 4 月 8 日から 46 年 7 月 1 日まで  
(B社)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社(現在は、C社)及びB社に勤務していた期間における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答があったが、支給された時期にはD地方の実家に帰っており、請求もしていなければ受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、B社における厚生年金保険の被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格要件である 24 月を充足しないなか、A社における被保険者期間を含めて脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、E年金事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書(受付日:昭和 47 年 6 月 12 日)等が保存されており、申立人が自署したと思われる旧姓での署名、押印等が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の住所と同一のF市内の郵便局での隔地払となっていることが確認できる上、社会保険事務所から通算老齢年金制度について説明を受け、脱退手当金を受給することを了承する旨の書面に申立人のものと思わ

れる署名及び押印（昭和 47 年 6 月 10 日付け）が確認できることなどから判断すると、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったものと認められる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月26日から54年12月1日まで

A社に昭和52年8月1日から平成3年5月31日までの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、昭和52年10月26日から54年12月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間のうち、53年8月23日から54年12月1日までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことになるが納付した記憶は無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立期間において同社に勤務していたと供述している4人の同僚が、申立期間において申立人が継続して勤務していた旨を供述していることなどから判断すると、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿から、申立人と厚生年金保険被保険者資格の取得日が同じ昭和52年8月1日で、同喪失日も同じ同年10月26日と記録されている者が6人確認でき、当該6人のうち、申立人と同様に54年12月1日に同資格を再度取得している同僚も3人確認できるところ、当該6人のうち聴取できた同僚4人全員が申立人と同じパート従業員であったと供述し、そのうちの一人が、「会社からパート従業員に対して、会社も厚生年金保険料を負担しなければならないので、厚生年金保険の加入を打ち切りたと言われ、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した。その後、会社が再び厚生年金保険に加入させてくれるということになり、再度、厚生年金保険被保険者の資格を取

得した。」と供述していることから判断すると、申立期間当時、事業主は、パート従業員について、一時的に厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間のうち、昭和 53 年 8 月 23 日から 54 年 12 月 1 日までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことについて記憶は無い。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間中の昭和 53 年 8 月 23 日に国民年金に加入し、同年 8 月から 54 年 11 月までの期間についての国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、当時の申立人の夫についても、申立人と同日に国民年金に加入し、当該期間についての国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月ごろから 50 年 12 月ごろまで

昭和 42 年 1 月分までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことを A 社の当時の事業主であった私の義父に話したところ、義父から、同年 1 月以降の期間については厚生年金保険被保険者の資格を取得させると告げられた記憶がある。

A 社は、私が再度国民年金に加入した昭和 51 年 1 月の直前の期間まで厚生年金保険に加入させていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、申立人を承知しているものの、それぞれの在籍期間において、申立人は同社では勤務していなかったと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 2 月 1 日から 50 年 9 月 1 日までの期間について申立事業所に勤務していたことを確認できず、同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間においても、申立人の申立事業所における勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当初の事業主である申立人の当時の義父は既に死亡しており、その後事業主となった申立人の当時の夫に照会するものの回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険

の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2583 (事案 639、1495 の再々申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 7 月 31 日まで

私は勤務していたA社を退職し、公共職業安定所で技術職を募集していたB社に、社会保険の加入も確認した上で、昭和 40 年 1 月に入社した。C県D市の同社本社に2日間勤務した後、首都圏のE区の同社F支店に赴任し、運転業務などに従事した。同社F支店で7か月間勤務したが、前勤務先のA社から復帰要請があったため、B社には事情を話し円満に退職した。当時、厚生年金保険に加入するということはB社の人事担当者との確認事項であり、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないとして、二度にわたり年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。

今回、公共職業安定所で受け取ったB社本社の住所を記した紙片が見つかり、申立期間当時の給与額及び控除されていた厚生年金保険料額を思い出し、健康保険被保険者証はG協同組合から交付されていたと思うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚が、当時、B社には試用期間があったと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ運転業務に従事していたとする同僚のうち、自身の勤務した期間を記憶している4人全員が勤務した期間の一部しか厚生年金保険の被保険者記録が無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月30日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は申立期間の始期と同時期に厚生年金保険被保険者の資格

を取得したと思われる同僚の名字を挙げ、申立期間において首都圏のE区の病院で診察を受けたことを主張したが、当該同僚は特定できず、当該病院の記録は確認できないため、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成21年10月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、公共職業安定所で受け取ったB社本社の住所を記したメモが見つかり、申立期間当時の給与額及び控除されていた厚生年金保険料額を思い出し、健康保険被保険者証はG協同組合から交付されたと思うと主張しているが、B社本社の住所は当初の申立ての際において既に確認済みであり、また、申立人が主張する申立事業所に係る給与額及び控除保険料額は、申立期間前後の期間において勤務していたとするA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年11月及び40年8月の申立人に係る標準報酬月額などと比較して高額過ぎることから判断すると不自然であり、さらに、B社は、申立期間当時は政府管掌健康保険の適用事業所に該当しており、被保険者に係る健康保険被保険者証は社会保険庁（当時）が発行し、健康保険組合ではなかったことが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月1日から57年4月1日まで  
② 昭和60年5月7日から61年12月1日まで

申立期間については、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の任意継続に加入したはずであるのに、第4種被保険者の記録が無い。

社会保険事務所において第4種被保険者の加入手続について説明を受けた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の第4種被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の住所地を管轄する社会保険事務所の窓口で厚生年金保険の任意加入手続の説明を受けたことを鮮明に憶えているため、申立期間については厚生年金保険の任意継続に加入したはずであると申し立てしているところ、厚生年金保険料が高くなると説明を受けたこと以外に納付金額及び納付場所等を憶えていない。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する債権管理簿において、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無く、ほかに当該保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 9 月 6 日まで

船員保険の被保険者記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について船員保険の被保険者記録が確認できなかった旨の回答を得た。しかし、申立期間は船舶所有者であった父又は母に雇用され、常勤で勤務しており、船員保険料を給与から源泉控除されていたことは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において船舶所有者であった父親又は母親に雇用され、常勤で勤務していたと申し立てているが、船舶所有者の父親（船員保険記号は「\*」。途中、名義人死亡のため母親に名義変更）に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない上、上記被保険者名簿から確認できる同僚は、「申立人と一緒に乗船した記憶が無い。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、船員保険記号原簿により、前述の船員保険記号「\*」は申立期間中の昭和 42 年 11 月 9 日に船員保険の適用事業所に該当することになったことが確認でき、申立期間のうち同年 5 月 1 日から同年 11 月 8 日までの期間については、船員保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間に係る申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、当該記録はオンライン記録と一致する上、前述の被保険者名簿には欠番は無く、不自然な記録も認められない。

加えて、前述の船員保険記号原簿によれば、申立事業所は既に船員保険の

適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の資料も見当たらない上、前述の同僚に照会しても、申立人が申立期間において船員保険に加入していたことをうかがわせる具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正10年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から34年6月28日まで

昭和34年当時、私が勤務していたA社の総務担当者が勝手に脱退手当金の請求手続きをしたのに、脱退手当金を支給しなかったため、私は脱退手当金を受給しておらず、同僚の中にも、私と同様に受給していない者がいる。

脱退手当金を受給していないのは間違いないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社C工場（A社から名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に対して脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和34年10月17日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁に回答した日（昭和34年9月3日）の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日である昭和34年6月28日の前後3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていることが確認できる女性被保険者25人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、23人に支給記録が確認でき、そのうち20人は資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、20人の中で支給決定日が他の者と同一日である者が14人（昭和33年11月25日が支給決定日となっている者3人、同様に同年12月8日が4人、同年12月23日が2人、34年8月26日

が3人及び同年10月28日が2人) 確認できる上、申立人が、当時、病気治療のため入退院や自宅療養を繰り返していたと供述していること、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人については、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から3年12月まで  
② 平成3年12月から4年12月まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所における同僚等の名前を記憶しており、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る法人登記の記録は確認できるものの、オンライン記録によれば、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間①における雇用保険の被保険者記録についても確認できない。

さらに、申立人はA社の事業主及び同僚の名前を挙げているものの、連絡を取ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、オンライン記録によれば、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間②における雇用保険の被保険者記録についても確認できない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の名前を挙げているものの、連絡先が不明であり照会することができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認

することができない。

なお、申立人が挙げた申立事業所の取引先とされる事業所では、申立事業所に係る記録は確認できないと回答している。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 5 月 2 日まで  
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

A社（B本社）に昭和 33 年に入社後、同社C支店及び同社D支店に異動し、42 年 6 月に退職するまでの期間において継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、36 年 1 月 1 日にA社（B本社）に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、38 年 5 月 2 日にE社に係る被保険者資格を取得するまでの申立期間①、及び 41 年 5 月 1 日にE社に係る被保険者資格を喪失し、42 年 3 月 1 日にA社F本社に係る被保険者資格を取得するまでの申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業登記簿によれば、A社（B本社）はE社に商号変更されており、適用事業所名簿によれば、A社（B本社）が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 36 年 10 月 1 日に、E社が厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、A社（B本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてA社（B本社）及びE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社（B本社）及びE社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の関連会社であるG社（H市）に照会したところ、「申立人に係る関連資料は保存

しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、A社（B本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、「申立人はA社（B本社）に入社後、同社C支店及び同社D支店に異動した。この間の給与はA社（B本社）で一括して計算され送金されていたが、私の場合も申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録が途切れている。」と供述するとともに、当該同僚は、「申立人と同様に、A社（B本社）から同社C支店又は同社D支店に異動した。」と供述しているところ、上記被保険者名簿及び被保険者原票から、当該同僚3人は、A社（B本社）に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、E社に係る同資格を取得するまでの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A社（B本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和36年1月1日となっており、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証回収」印が確認できる上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格の取得日は38年5月2日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立事業所の関連会社であるG社（H市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてE社及びA社F本社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、E社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和41年5月1日から、A社F本社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった42年3月1日までの申立期間②において、E社及びA社F本社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿によれば、E社及びA社F本社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の関連会社であるG社（H市）に照会したところ、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、

申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、E社及びA社F本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同様に、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚5人が確認できるところ、このうちの一人が提出したA社F本社の給与明細書によれば、昭和42年3月分以降の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている一方、申立期間②に係る同年1月分及び同年2月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和41年5月1日となっており、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返納済」印が確認できる上、A社F本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格の取得日は42年3月1日となっており、オンライン記録と一致しているほか、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のE社に係る離職日についてもオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年から 53 年ごろまでの間の約 3 年間

「A社」という名称の事業所において、B施設の警備や運転に従事していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する「『A社』という名称の事業所」は、C町施設事務局及び同事務局の元職員の回答等から判断すると、昭和 48 年度から 50 年度にかけてB施設の警備業務を担当していたD社であったことがうかがえる。

しかしながら、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 10 人は、いずれも、申立人に係る記憶は無いと供述していることから、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことを確認することができない。

また、適用事業所名簿等によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からも申立内容に係る回答を得ることができない。

さらに、前述の同僚のうち一人は、「当時、従業員の一部は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、D社では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚

生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料について法定免除とされている記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。